

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成２８年４月１日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	定型的な業務を行う職員の職務	138	12.5	職員	138	696	62.9	職員
				計	138			
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	137	12.4	職員	137			
				計	137			
３級	係長、主査若しくは副主査の職務又はこれらに相当する職務	256	23.1	副主査	171			
				主査	82			
				係長	2			
				第一係長	1			
				計	256			
４級	困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務	401	36.3	主査	165	236	21.3	係長級
				主事	3			
				係長	209			
				教頭	1			
				第一係長	6			
				第二係長	7			
				副分署長	5			
				分署長	5			
				計	401			
５級	課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務	118	10.7	副課長	67	70	6.3	副課長級
				副局長	1			
				副局長補佐	1			
				センター長	1			
				課長	37	64	5.8	課長級
				室長	3			
				参事	2			
				館長	1			
				事務長	1			
				事務局長	1			
				消防副署長	2			
				副局長	1			
				計	118			
６級	副部長、市民センター長若しくは困難な業務を所掌する課長の職務又はこれらに相当する職務	44	4.0	課長	12	28	2.5	副部長級
				所長	1			
				事務局長	1			
				室長	1			
				参事	1			
				副部長	14			
				市民センター長	8			
				会計管理者	1			
				副消防長	2			
				教育副部長	1			
				事務局長	1			
				副局長	1			
				計	44			

7 級	部長の職務又はこれに相当する職務	12	1. 1	部長	9	12	1. 1	部長級
				事務局長	1			
				消防長	1			
				教育部長	1			
				計	12			
合計		1, 106	100. 0					

※一般職任期付職員(1名)を含んでいます。
 ※再任用職員(22名)を含んでいます。
 ※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	電話交換手、自動車運転手、整備員、用務員、事務補助員、学校事務員、環境整備員、業務員、介護職員、介助員、調理師、調理員、応接員、炊事員又は公園管理員の職務	0	0.0		0	122	100.0	
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員	3	2.5	職員	3			
				計	3			
3 級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	48	39.3	副主任	36			
				主任	12			
				計	48			
4 級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	71	58.2	主任	71			
				計	71			
5 級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	122	100.0					

※再任用職員(3名)を含んでいます。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医師の職務	3	33.3	医師	1			
				所長（課長級）	2			
				計	3			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	2	22.2	医師	1			
				所長（課長級）	1			
				計	2			
3 級	1 副院長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	3	33.3	医局長	1			
				所長（課長級）	2			
				計	3			
4 級	1 病院長の職務 2 困難な業務を分掌する副院長の職務	1	11.1	病院長	1			
				計	1			
	合計	9	100.0					

※所長（課長級）は、離島診療所の所長を指しています。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	0	0.0	職員	0	6	75.0	職員
				計	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	5	62.5	職員	5			
				計	5			
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	12.5	職員	1			
				計	1			
4 級	相当困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	2	25.0	科長	2	2	25.0	係長級
				計	2			
5 級	特に困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	8	100.0					

※再任用職員(1名)を含んでいます。

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	看護師、准看護師及び保健師の職務	0	0.0	職員	0	32	91.4	職員
				計	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	3	8.6	職員	3			
				計	3			
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	6	17.1	職員	6			
				計	6			
4 級	1 看護師長、主任看護師、保健師長及び主任保健師の職務 2 困難な業務を分掌する看護師、准看護師及び保健師の職務	26	74.3	職員	23	3	8.6	係長級
				係長	2			
				科長	1			
				計	26			
5 級	困難な業務を分掌する看護師長及び保健師長の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	35	100.0					

企業職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	3	9.7	職員	3	17	54.8	職員
				計	3			
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	5	16.1	職員	5			
				計	5			
3 級	係長、主査若しくは副主査の職務又はこれらに相当する職務	4	12.9	副主査	4			
				計	4			
4 級	困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務	12	38.7	主査	5			
				係長	7	7	22.6	係長級
				計	12			
5 級	課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務	6	19.4	副課長	3	3	9.7	副課長級
				課長	3	3	9.7	課長級
				計	6			
6 級	局長若しくは困難な業務を所掌する課長の職務又はこれらに相当する職務	1	3.2	局長	1	1	3.2	副部長級
				計	1			
	合計	31	100.0					

企業職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	浄水管理員、水道業務員又は事務補助員の職務	0	0.0		0	5	100.0	
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員の職務	0	0.0		0			
				計	0			
3 級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
4 級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	5	100.0	主任	5			
				計	5			
5 級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	5	100.0					

ボートレース事業部給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	3	13.6	職員	3	13	59.1	職員
				計	3			
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	5	22.7	職員	5			
				計	5			
3 級	係長、主査若しくは副主査の職務又はこれらに相当する職務	4	18.2	副主査	3			
				主査	1			
				計	4			
4 級	困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務	7	31.8	主査	1	6	27.3	係長級
				係長	6			
				計	7			
5 級	課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務	1	4.5	課長	1	1	4.5	課長級
				計	1			
6 級	副部長若しくは困難な業務を所掌する課長の職務又はこれらに相当する職務	1	4.5	副部長	1	1	4.5	副部長級
				計	1			
7 級	部長の職務又はこれに相当する職務	1	4.5	部長	1	1	4.5	部長級
				計	1			
	合計	22	100.0					

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

ボートレース事業部給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	運転手、整備員又は事務補助員の職務	0	0.0		0	1	100.0	
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員の職務	0	0.0		0			
				計	0			
3 級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
4 級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	1	100.0	主任	1			
				計	1			
5 級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	1	100.0					